

# 平成30年第1回川本町議会定例会会議録

(第2日目) 平成30年3月14日 午前9時30分開議

議 長

おはようございます。  
定刻となりましたので、ただいまより本会議を開催します。  
本日も皆様方には続いてご出席いただき、誠にありがとうございました。  
ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、  
会議は成立しました。

々

それではただちに、本日の会議を開きます。

々

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

日程第1「一般質問」を行います。  
あらかじめ、申し上げておきますが、質問者は通告されました質問の全部  
につきまして、最初、壇上で質問していただき、再質問以降は質問席におい  
てお願い致します。

そして答弁者は、議長において指定した項目についてのみ、登壇のうえ、  
答弁をしていただきます。

更に、2回目以降の答弁は、自席においてお願いします。

々

それでは通告順に従い順次質問を許可します。

々

1番目は、わたくし植田でありますので、ここで副議長と議長席を交代致  
します。

(議長席を副議長と交代)

(飯田副議長→議長席に着座)

(植田議長→自席に着座)

副 議 長

それでは、わたくしが、暫時、議長の職を執らせていただきます。

(午前9時32分)

々

植田議員の一般質問を行います。9番植田議員。

9番  
植田議員

おはようございます。大方、4年半ぶりに一般質問をさせていただきます。  
私は、平成16年4月の議会議員選挙において、皆様に議席をいただいて以  
来、一般質問とは提案型質問であるべきとの思いを持って行ってきたつもり  
であります。しかしながら、本日の議長席を降りてまで行う質問の全般は、  
これまでの政策提案型や町政の方向性や間違いを正すという質問でもなく、

9番  
植田議員

間違いを正してもそれを認めないことを正すという、まったく次元の低い情けない質問であることを、始めに皆様にお断りさせていただきます。

内容は、事務組合に請求する電気料金の算出方法を相手方との協議や合意はおろか、内部協議も無いままに変更し、従来の請求額より大幅な過小請求をした。その計算方法や請求額の間違いを先方より指摘されたにもかかわらず、これを放置した事により、今日まで損失を出し続けている事を正したにもかかわらず、これを認めない事を正す質問であります。

それでは通告書を読み上げます。

邑智郡総合事務組合への電気料請求問題について問うものでございます。電気代金の請求の按分算出方法を変更したことについて、課内協議があったのか。又、その結果をもって、相手方事務組合との協議、合意があったのか。時系列に答えると共に、算出方法変更承認を求める起案書の提出を求める。

損失は無いとの事であるが、私は間違いなく有るとの立場であります。無いという根拠を示せ。この度の質問には私の知りうる情報と資料を示し、町民の皆様の判断を仰ぎたいと思っている。以上、答弁を求めるものです。

議長  
(副議長)

それでは、植田議員の「邑智郡総合事務組合への電気料金請求問題について問う」に対する、答弁をお願いします。番外松井副町長。

番外  
松井副町長

それでは、植田議員の「邑智郡総合事務組合への電気料金請求問題について問う」の中の、最初の質問であります、電気代金の請求の按分算出方法を変更した事について、課内協議があったのか、又、その結果をもって、事務組合との協議、合意があったのか、についてお答え致します。少し時間をもらう事になりますけれども、ふるさと会館というのが、やはり一般的に川本町の建物とか、そういういろんな経緯がありますので、その辺も少し説明させてもらおうと思っております。悠邑ふるさと会館の建設にあたりましては、平成元年に「島根県の広域的過疎地域振興特別事業の実施地域指定」を受け、旧邑智郡7町村と島根県で「邑智郡振興協議会」が設立されました。

平成4年に「邑智郡振興計画 悠邑ふるさと構想」が策定され、同年9月に自治省の若者定住促進プロジェクトの指定を受け、「悠邑ふるさと会館整備事業」が、郡民の広域的な交流の場と文化の拠点として整備し、郡民の文化意識の向上のため広域事業として認められたものであります。整備手法としましては、郡全体の使用にも十分機能するようなレベルで計画するよう配慮し、会館も当初計画していた600席程度の文化ホールを1,000席にスケールアップし、広域連携機能の強化を行い、地域住民の要望に答えるものとしたものであります。

悠邑ふるさと構想の実行組織として、運営面は「邑智郡広域振興財団」が、施設整備は「邑智郡町村総合事務組合」が担い、平成8年10月に「悠邑ふるさと会館」が竣工しております。

以後、「邑智郡広域振興財団」から川本町が管理運営の委託を受け、清掃

番外  
松井副町長

や警備など面的な部分は面積按分率で、また電気料など実費経費については「実績に基づいて請求する」ということが取り決められ、以後、川本町が委託を受けて管理運営がなされてきました。電気代等の施設管理に要する経費は、開館当初から続いてきた算出方式に基づき計算して事務組合に請求してきておりました。平成26年1月から「悠邑ふるさと会館」の今後の運営について事務組合と構成町である美郷町・邑南町及び川本町で協議がなされ、3つの視点から検討されました。財政運営上の視点として「建設に伴い借り入れた起債の償還が終了したことで運営主体が邑智郡総合事務組合でありつづける必然性がなくなった。施設運営上の視点として、予算決算や運営について、その都度事務組合の議決が必要。管理運営上の視点として、邑智郡総合事務組合から川本町が指定管理を受けるとい、本来の指定管理の理念から乖離した運営となっている。また、将来的には、音戯館と一体的な指定管理を目指すことが効果的であろう。という視点から検討され、川本町が邑智郡総合事務組合から無償譲渡を受け、平成26年度から川本町の施設として運営する方向で協議が整ったところであります。

この協議の中で、川本町に移管した後も残る邑智郡総合事務組合の経費負担のうち、使用料は無償。また修繕等は事務組合が負担する。清掃等の経費はこれまでと同じように面積按分する。光熱水費については実績に基づいて請求することが合意されています。これに基づき会館の引き継ぎ、事務組合から川本町に対して、会館の引き継ぎが為されています。これは、これまで事務組合が川本町に対して委託料を払う方法から、逆に川本町が事務組合に対して、事務組合のために支出した費用分について、実費を徴収する実費徴収金の方法に変更したものであります。平成26年の上期終了後の電気料請求にあたっては、事務組合に請求する根拠として説明がつく、中国電力の請求書に記載してある電気使用量に基づく計算式に変更する稟議を回すにあたって課内協議を行いました。このことによって、平成26年から電気料の金額が大幅に下がることについては、当時私も指摘しましたが、電気料の請求は親メーターと子メーターの実績の数値に基づいて請求すること以外に確実な方法はないということで承認し、教育委員会のみならず、総務財政課とも協議し内部決裁をしたものであります。事務組合への協議、合意については、新たな算定方式での請求書をもらった事務組合から金額が下がったことを問われた際に、正しい算出方法に修正したところ、請求額が下がったとの説明を行っています。また、その後にも事務組合から請求額が下がったことに対しての問い合わせもあり回答しております。これらのやりとりから合意があったので、その後、請求通りに支払われたものと思っております。

次に、損失についての質問ですが、邑智郡総合事務組合負担の電気料については、事務組合の電気使用量を子メーターで把握し、ふるさと会館全体の電気使用量で割ることで、按分率を求め、ふるさと会館が支払った電気代総額に割合を掛けることで実費徴収金を求めています。

監査委員から平成26年度決算監査において、事務組合負担金が減額した

番外  
松井副町長 ことについて説明を求められましたので、平成26年度から算出方式を変更したことは、会館が平成26年度に事務組合から川本町の財産になったことを契機に、中国電力請求書の使用電力量に基づく計算式に変更した旨を説明しております。また、監査委員から子メーターによる按分率を求める算出方式から基本料金と使用電力量に分けての算出、また、保守料等と同様に面積按分での算出などの算出方式見直しの検討について提案を受け、中国電力に算出方式について確認を致しましたが、現在の方式が妥当だと回答を得ています。以上のことから、損失はないと考えております。

これまで説明してきましたように、会館が邑智郡の広域的な建物であった時の電気料の考え方と川本町の所有となった今とでは考え方が大きく変わってきています。親メーターと子メーターの実績以外に美郷町、邑南町の町民の皆様が川本町のためにと理解してもらえるような請求の方法があれば教えていただければ、今後の参考にしたいと思っています。以上です。

議 長 再質問ありますか。はい、9番植田議員。

9番  
植田議員 まず、ただいまの答弁は私の通告書①番、②番とも問題が無いとの答弁であったように思っております。まず按分率の算出方法を変更するにあたっては、総務財政課とも協議をしたとの事でございますが、まずその協議にするにあたって先ず課内協議が必要である。なぜ、課内協議があったのであれば、この通告書に求めた起案書のずっと上にあがっていく事が無かったのか。行政手続きを進めていくにあたりまして、起案書無くそういう大きな金額が変更する事を総務課と担当課だけで話し合っ、各決裁を執らずにやっっていくやり方が正しいと思っておられますか？

議 長 はい、番外松井副町長。

番外  
松井副町長 先ほども話しましたように、これの請求にあたりましては内部で教育委員会、こういう方式に変えたいという事で担当の方からも話をうけまして、内部でいろいろ検討致しました。先ほど言いましたように金額が下がるという事で、私自身も下がるというのはどうかと思いますけれども、先ほど言いましたように縷々言いましたように、電気料については親メーターと子メーターの関係以外に、どんな方法があるんだろうかという。いろいろ検討しましたけれども、どの事についても誤りは無いという事なので、それならばこれはこれで請求する事は仕方ないという事で、この事を請求書をこういうことでやっ、て良いだろうかという事で、起案をおこしてまわしたところでございます。この正しい請求の方法で行うという事についての、これはそれぞれの決裁権者が行ったものと思っております。

議 長 再々質問ありますか。はい、9番植田議員。

9番 植田議員 　　ただいま再答弁において副町長は、私が聞いたのは行政手続きとして起案書無く進めるのが、正しい進め方かって聞いた訳ですが、協議をして進めたと言いながら、最後には起案書を回したと答えられましたが、その起案書は私は出して下さいって言っているんですよ。その起案書は何処にありますか。

議 長 　　はい、番外松井副町長。

番外 松井副町長 　　そこに、お手元に提出しておりますけれども、11月頃ですか、そのところでこういう実費の分で行いますという事で回しております。

議 長 　　はい、9番植田議員。

9番 植田議員 　　その起案書というのが私の手元にきております。この起案書は、勝手に算出方法を変えた事によって得た電気代金その他いろいろな実費徴収分を、この額で請求してよろしいかという起案書です。読んでみましょうか。

　　悠邑ふるさと会館について、昨年度までは邑智郡総合事務組合から委託を受けた川本町がその管理を行い、事務組合に委託料を請求していたところです。今年度から会館が川本町の所有になった事に伴い、今後は使用面積按分等により、邑智郡総合事務組合にその実績負担を求めるものとし、平成26年度悠邑ふるさと会館管理費上期の実費徴収金として、邑智郡総合事務組合に下記のとおり請求してよろしいか伺います、という請求額をこれでよろしいかという起案書です。決して方法をこれでよろしいかという計算方法を変える起案書じゃありません。その証拠に電気料93,995円、26年度実績按分1.3%分の請求書でよろしいかという起案書です。算出方法の変更の承認を求める起案書じゃありません。そのものが有ったら出しなさいって私は言っているんです。

議 長 　　はい、番外松井副町長。

番外 松井副町長 　　その今の起案書の中に、そういように実費徴収で求めるという事で、これは先ほども説明致しましたように26年の1月から3月に掛けて構成町と事務組合がいろいろ協議したところで、こういう事にやろうという事に決まっております。その事についての引き継ぎは事務組合から受けて、こういう事でやって下さいという事でやっております。それに基づいて、その起案書は起こされておりますので、実費徴収について、これで請求してよろしいかという事で起案が上がっておるはずですよ。

議 長 　　再質問ありますか。はい、9番植田議員。

9番 　　何回も言いますが、これは算出方法変更の起案書じゃありません。こ

植田議員 　　これはもうあなたがそう言うんだったら、これでよろしい。今の答弁の中で事務組と協議したと言われましたよ。私が調査する限り事務組合とは一切の協議は無かったと、事前協議は無い。その上で請求書が回ってきた時に3度、この計算方法をこの請求額は違う、間違いであるという指摘を担当者は受けておるはずですよ。これは私の事務組合に対する聞き取り調査から得たものでございます。それを今、副町長は事務組合と事前協議をして合意の上、請求したと言われましたけれども、ぜんぜん整合性がとれませんが、どちらが正しいんでしょうか。

議　長 　　番外松井副町長。

番外  
松井副町長 　　先ほど言いましたように、26年の1月から3月に掛けて事務組合と構成町、副町長、財政担当課長がいろいろ協議をして、引き継ぎ後の事を話しております。それで私から事務組合の総務課長に、今までふるさと会館の電気料の請求については、事務組合から川本町が委託を受けて管理しながら請求する格好になっていたんだけど、それについて今後、会館の移管にあたっては、どのような引き継ぎをしたのでしょうかという事を問い合わせしましたら、今のように親メーターと子メーターの関係での請求をしてもらいたいという事で話しております。それで先ほども話しましたようにただその事が請求書もらった時に、何か下がるとという事に対しての疑問は、事務組合も持ったようです。それで植田議員もそのところは言われるのは、こういう事じゃないかと思っております。今日、私が最初、縷々説明したのは、このふるさと会館というのは、もともとは邑智郡の建物であったと。広域な建物であったということ。振興財団が管理運営していたものだと、それを川本町が委託を受けて、川本町が文化事業をしたり、いろんな事をしておりました。それでそうすると会館で行った催しというのは、これは邑智郡の催し物であるという事。いち川本だけの問題ではないという事。そういう事で当初からこういうような計算式でやっていこうという事が決められてきたんじゃないかと思っております。それで今日、縷々話して説明したように26年から広域の建物が川本町の建物になった時に、じゃあ今度は今まで行ってきたような催し物というのは、どうなんかという事を今までのように邑智郡の事業とは言えませんねと、川本町の事業となるという事で、これは親メーターと子メーターの誰も分かる実費の計算式にしましょうという事が、取り決められてその事が引き継がれて、その事が事務組合へ伝わっております。ただその事によって金額が下がった事に対しての疑問というのは私も持ちましたし、植田議員も持たれたんじゃないかと思っております。これはこれでまたそのような正確な物で、計算したという事で仕方ないのかなと思っております。

議　長 　　はい、再質問ありますか。はい、9番植田議員。

9番  
植田議員

はい、ただいま副町長から事務組合からその電気料を当初は文化事業に関わるものも事務組合が一部負担していたんだらうという推測されるという事は、1月臨時議会にも資料として出されております。しかしこの中にも古い職員さん方、古い議員の方、皆さんご存知のはずです。これは開館当初から維持費に関するものは川本町が負担するという事は決まっていたはずで、事務組や文化事業に関するものを負担する事はありません。これは川本町は全額負担をするという事の約束のもとに、あの会館は建てられておったはずで、違いますか。

議 長

はい、番外松井副町長。

番外  
松井副町長

先ほど言いましたように川本町が負担するという事が取り決められております。それで、ただ川本町は会館というのは事務組合分と川本町分。川本町と言えば教育委員会と図書館、そのぐらいしかないんですよ川本町分。あとは広域の建物という事になっております。それでその共有的なものをどう扱うかという事は、当初から言われていたという事は古い余所の町村に聞いてもそうって言われています。その時にある程度の負担というのは仕方ないんじゃないかという事は言われていたという事を聞いております。ただこの事が20年経つと、なかなか明確なものがないという事でそれを示すという事は出来ないというのは我々としても残念ですけども、そのように私は推測しておる訳でございます。

議 長

はい、再質問ありますか。はい、9番植田議員。

9番  
植田議員

聞いておりますと、推測しておりますという事は、言葉がぜんぜん違いますよ、副町長。あのね、この問題で議会がこれはおかしい、問題があるから調べなさいという事を議長名で教育委員会に出しました。それが8月の終わりの事務組合の平成28年度の決算承認に関わる議案の審査の途中でございました。そこで疑問を持った訳ですけども、それで私が議会として調べなさいと言っただけで11月に実は、事務組合の一番大きい電気を多分、使っているだろうと言うメーターに、その配線が繋がってないという事実が判明しました。これは議会が「動け」と言ってお願ひしたところ、分かった事実でございます。ですから当初、事務組合が文化事業の一部を負担したと推測をするのではなくて、推測をされるのであれば電気を回した結果、事務組のメーターが繋がっていない為に、あまりにも低い額が出た為に、お互い協議の上においてこのぐらいの額が適当じゃないだらうかという合意をされて、それに合わせて作られた数式が掛ける(=×)500の乗率をするもんです。そのように推測するのがごくごく普通だと思われませんが、これはどうですか。

議 長

はい、番外松井副町長。

番外  
松井副町長

先ほども言われましたように、昨年8月の組合議会で、この決済についてそういう話が出ました。そこに出たのは事務組合というものは町村会の電気料金の話じゃなかったかと思われま。それでその事について私から教育委員会の方にはこういう町村会からの話になっている。これは正しいだろうかという事を、問い合わせをするような事を言いました。先ほど植田議員言われるように、植田議員は植田議員として邑智郡の事務組合の方にちょっとこれはどうなんだろうと言われました。それで今回いろんな事がありましてこういうふういろいろ検討してきた結果、邑智郡事務組合が非常時に非常停電装置というものを自分のところだけで繋ぐという事で、この度26年から27年に掛けてやっております。それでひとつ自分のところだけを配線を纏めました。その事と会館の今までのケーブルの比較した時に、今、先ほど言われましたように2つほど繋がっていないのが有るなという事が教えてもらったのが、先ほど言われましたように昨年11月です。それでその事について、それはどういう事なんだという事で我々は驚いた事なんですが、事務組合もそういう事を知らなかったという事で、今2月に、2月の13日だったですかね、全館停電の日がありますので、その時に・・・

(「議長、答弁になっとらん。質問の答弁じゃない。」植田議員の声)

(「答弁を続けて下さい」議長の声)

子メーターを付けて今は事務組合の管轄したものは皆、付くようになっております。それでこの事については今後、親メーター、子メーターの関係で適正に請求していこうと思っております。

議長

はい、再質問ありますか。はい、9番植田議員。

9番  
植田議員

何を言ってもものりくらしと自己弁護、ものを認めようとされないようです。それじゃあ私は仕事の仕方という面から、ちょっと聞いてみたいと思います。これまでの電気料、ここに私の手元にあるのは平成16年から28年度までの資料しかございませんけども、平成16年度に724,659円掛かっておりました。それが平成25年まで58万、9万から65万前後までが続いております。平成26年度から副町長が言われましたように計算方式を勝手に変えた為に、電気代は26年度191千円。28年度158千円まで下がっております。この数字を見られた時に、いくら私もその計算方法をね、算数としては私は正しいと思っておりますよ。ただし、あの施設としてこんな安い電気代で良いのか、なぜ疑問を持たなかったと言っておるのが一番問題だと思ってるんです。仕事のやり方として。何で、前年度とここまで違う。3分の1以下になるんだと。そういう疑問を持ってなぜだろう、なぜだろうと調べて調査するのが普通です。民間です。それが無しにそのまま請求をしていった、その請求額が違いますよと言われても再協議もなく机の中にしまわれて今日まできておる。こういう仕事の仕方として副町長、どう思われますか。



議 長

番外松井副町長。

番外  
松井副町長

はい。この資料のように今日、縷々説明しておりますように平成25年度までの計算方法が26年度から変わったという事で、言いましたようにこのぐらいの金額が下がるという事をやはり私としても熟慮たる思いはある訳です。それで私たちも疑問に思いますし、監査委員さんからそういうふうに言われておりますので、疑問を持つという事で中国電力にも度々問い合わせをしております。それで中国電力からは、これだけの使用量ならばこれだけの金額は間違いないですと言われており、だけど家庭電力と比べてどうなんだろうかといった時に、それは中国電力からすれば、あれほど大きな電力の中でのこれのものと家庭とを比べるというのは、それはちょっと比較になりませんよという事は言われております。それで植田議員が仰るのは繋がっていないからそのところでそうだったんじゃないかと言われても、我々職員も皆そうだと思いますが、子メーターを設置してやるという事、決まっているものがそれが繋がっていないという感覚というのは、なかなか成り得ていなかったというのは正直なところでございます。それでもし過去の人がその事が分かっておったらそれはメーター繋げるはずですよ。そうせんと(←そうしないとの意)根拠を示せと言われて示すものがないということ。だから我々は過去の人も全てこの事は分からなかったんじゃないかなと思っております。その事が今回こういう事で分かったという事は、今後は又その数値というものを見守っていきたいなと思っております。

議 長

はい、9番植田議員。

9番  
植田議員

質問に対する忠実な答弁をお願いします。そういう事を聞いちゃありません。私は仕事の仕方として、前年度とえらい乖離があった時にその事を先ず何故かと思わないのか。何故かと思えば何故、それを究明する為に行動しないのか。この考え方が正しいかどうかを聞いておる訳ですよ。それは正しくないからおそらく言われんのでしょう。それはそれで私は結構です。それでは資料の5を見ていただけますでしょうか。その子メーターの数値を出していただきました。その数値に基づいて、ただいま教育委員会が計算しておられる方式に当てはめて計算しましたら、確かに平成26年度191千円。平成27年度154千円。28年度158千円。29年度前半57千円。こういう計算値になります。しかしですね、この数字をもって従来の乗率500の方に当てはめて出てくる数字は、普通であれば資料4の25年度までに出てきておる数値と近似値にならないと、おかしいはずでございます。それを計算しましたところ、26年度459千円。27年度370千円。28年度380千円。29年度の前半137千円。こういう数値になります。これは今までのものと比べましたら平成26年度約40万。27年度約50万。28年度で約50万。平成29年度が約55万になるんじゃないかと。合計

9番  
植田議員

195万ぐらいの私は損失が出ていると計算しております。この差額が有るっていう事は、私は結果として子メーターの数値は信じられません。あなた方が出してきた数値。この子メーターが本当に管理されていたのか疑わざるを得ません。その事を指摘した後、ここまで言わせますか。良いですか、副町長。資料6-1を見て下さい。資料5での計算の出た答えに対し、問題点を指摘しましたら、正・誤とありますけれども、24年度と25年度修正させて下さいと、間違えておりましたというて出してきた3月6日に提出してきた資料でございます。先ほど26年度からの従来の25年度までの乗率500に照らし合わせた式に戻した場合、45万、37万、38万、13万と下がってくる。ここに緩やかに合わせるように、こういう修正をさせて下さいという事を、私の手元に資料がきました。これ、何か今テレビでやっているのと、よく似てないですか。ここでもうしない方が良いと思いますよ、見苦しい。仮にこれが正しいとしましょうか。それじゃああなた方は邑南町さん美郷町さんに、どう説明するんですか。算数、間違っておりました。多く取り過ぎておりました。ごめんなさいって言わなくちゃなんのんですよ。町の恥をさらすんですよ。その前にこの議会の中で、ごめんなさいが先でしょう。まあ、ごめんなさい言われたいのならそれでも良いですけども。だんだん町民の皆さんがこの資料に基づいて判断されていくと思います。それから時間を今日は午前中で3人いきたいと思って、私は議長として思っていますので、そろそろ締めを掛かっていきますけども、資料の7を見て下さい。26年度に協議をして、計算方式を変えたとありますけれども、26年度この一般会計の当初予算です。そこに下から1、2、3、4、5、6、7、8、9、10行目、悠邑ふるさと会館委託料1、866千円とあります。これは当初予算ですから事務組合の持ち物であった当初です、会館が。ですから、これはふるさと会館の委託料として川本町が受け入れるものです。ですからここは委託料として受けるのが当たり前です。雑入で受けてもおります。

次、資料を8を見て下さい。平成26年度一般会計補正予算（第6号）、これは12月の定例会でございます。その中で、真ん中どころ「諸収入」の欄として雑入で実費徴収金1、866千円、悠邑ふるさと会館管理費実費徴収金とあります。これは正しいです。委託料から実費徴収金に変わっているのが当たり前です。しかしながら、この金額を見て下さい。しっかりと課内協議、相手方とも協議をして計算方法が変わっているのであれば、12月の定例会までには金額が下がったものが提示されていないとおかしいんです。これ丸写しで文言が変わっただけです。そこら辺り協議が無かったという事を、暗に物語っている資料だと思っております。それから次、資料の9を見て下さい。これは翌年度、間違いなく川本町の一般会計当初予算でございます。その中の上から4行目、悠邑ふるさと会館管理費実費徴収金1、916千円とあります。増えております。電気料が3分の1ぐらいに下がっているのが反映されていない。まず、こういうところがあります。それからあなた方が如何に杜撰な仕事をしているか、資料10を見て下さい。この用紙、平

9番  
植田議員 成28年度邑智郡総合事務組合委託料、請求明細書（上期分）とあります。これは違うでしょ。実費徴収金でしょ。平成28年度に至っても、あなた方はこういう杜撰な資料を持って議会に出しているんですよ。この事を副町長、どう思われますか。

議 長 はい、番外松井副町長。

番外  
松井副町長 始めのですね、予算の関係につきましては、26年度から変更しておりますので、なかなか後半の12月時点ぐらいでは、なかなか未だ全体像が見えなかったのかなと思っております。ただ後半の言われますように委託料とか、そういう実費徴収なり委託料がいつまで、ようあるコピーして前年の丸写しみたいな格好になっておりますという事は、指摘されます通りですので、今後とも職員にそういう事が無いようにまた緊張感をもってするように、また指導していきたいと思っております。

議 長 再質問ありますか。はい、9番植田議員。

9番  
植田議員 あのですね、まずこの平成26年度の当初予算、そして12月の補正、まずその私は本来この補正、金額は変わらないのであれば6月に出すべきであったと思います。4月1日から川本町の持ち物になっておる、それが12月の定例会まで出てこなかった、それは異常だと思っております。それは何故か。あなた方が出したこの起案用紙っていう、ここに書いてあります。予算、平成26年度一般会計歳入、当初予算において、雑入、会館委託料として計上しておりますので、12月補正で組み替える事とします、というものです。この起案用紙は前期の請求書として9月末日迄のものを請求するものが、11月5日の起案となっております。決裁が11月14日。要は9月の30日で締めなきゃいけないものが、ここまでほったらかしになって遅く回っているという起案書でございます。ですからあなた方ここに12月の補正で組み替えると言っておられますから、これはここで組み替えたいと思うんですけども、本来、あなた方いうように起案書に基づいてやっているのだったら、前期のところで下がっていきちゃいけないんですよ。そのものをもって、12月の補正に金額を下げてくるのが当たり前なんです。要は9月末で締めるものが、11月始めに起案が回っていく。いちばんこの事を物語っている杜撰な事務が行われているという事を物語っているのが、今年度です。平成29年度前期分。9月の末で締めたものが未だに請求されていない。これも事務組で確認しました。これは副町長、杜撰じゃありませんか。当たり前ですか。

議 長 はい、番外松井副町長。

番外  
松井副町長 9月末ですので中電からの請求は10月になって来ておると思います。それで教育委員会、いろんな事があったにしても、やはり相手のある事ですので、こういう事はスピーディーにやるように今後、指導していきと思っています。

議 長 再質問ありますか。はい、9番植田議員。

9番  
植田議員 私は杜撰ではないかと聞いております。指導するのは当たり前です。杜撰か、どうかを答えて下さい。

議 長 はい、番外松井副町長。

番外  
松井副町長 事務の執行にあたっては、適正に緊張感をもって行うように指導していきたいと思っています。

議 長 はい、9番植田議員。

9番  
植田議員 議長、質問に対する答弁をさせて下さい。

議 長 番外松井副町長。

番外  
松井副町長 度々、言うようではありますけれども、やはり事務の執行にあたっては職員それぞれが緊張感を持ってあたってもらうように、今後とも指導していきたいと思っています。

議 長 再質問ありますか。はい、9番植田議員。

9番  
植田議員 おそらく日本語が分かっておられないんじゃないかと思います。私は杜撰かどうかを聞いておる訳です。確かに電気料っていうものは9月末で締まったものが、10月の始めに請求があります。そのものが今、3月ですよ。10月の始めに請求書がきたものが、3月に至っても前期分が請求されていない、この事務処理が杜撰か正当かっていう事を私は聞いているんです。もう一度、答えて下さい。

議 長 はい、番外松井副町長。

番外  
松井副町長 はい。今年度の分についてなかなか1月になっても請求が無いという事で、教育委員会と事務組合が話しながら一年間で通してどうだろうかという話もされておるという事は聞いております。そうは言っても上期、下期で請求する事になっているから、上期の分は上期の分で請求するよという事で、

番外  
松井副町長  
議 長

今、決裁が回ってきているんじゃないかと思っております。

はい、再質問ありますか。はい、9番植田議員。

9番  
植田議員

もう時間の無駄です。質問には答えていたしません。なかなか傍聴者の皆さん、何が問題であって、何が植田が責めているのか、私もあまり頭が良い方じゃありませんので、意を十分に伝えられなかったと思っております。

資料の最終ページを開いて下さい。本日の質問を分かり易く纏めたものが最後のページにあります。朗読して質問を終わります。

川本町役場の事務組合への電力料の大幅過小請求が、平成26年度以降続いている。この間違った状況を議会としてチェックし得たのが、4年も経過した去年の事であった。これに類するような、議会がチェックし得なかった役場の杜撰な業務は、他にも幾つもある。今まで議会が十分にチェック機能を果たし得なかった責任をとって、私、植田昌平はただ今、議長の職の辞任を表明する。これらの役場の杜撰な業務執行体制（一人親方的仕事のやり方の放置・蔓延・管理機能の弱体化）の改善策として、監査委員や議会は、仕事の仕組みづくりの具体策を1年前から提案してきた。しかし、執行部トップの松井副町長は、この仕事の仕組みづくりにさえ、いっこうに取り掛かろうとしないばかりか、組織的な杜撰ささえも認めようとしない。こうした状況が続く限りは、執行部のトップである副町長の無責任体質を厳しく問い、辞任を進めざるを得ない。以上であります。終わります。

議 長

答弁されますか。（「答弁、求めません」植田議員の声）

はい、番外三宅町長。

番外  
三宅町長

今、たいへん厳しいお話がございました。副町長の辞任をという内容でございしますが、この問題の根柢には考えてみますと、平成8年ふるさと会館がオープンした時から、この事務組合に繋がっていない、この電力は大きいですね、この2回路あったと、この事に誰もですね気づいていなかったというところに起因しているというふうに思います。歴代の教育課、また担当者、それぞれ疑問に思いながらそれぞれの時代に対応するよう、その時代に応じた的確なこの処理をしてきたというふうに思っております。それで26年度はそういう事で按分率の変更という事になりました。これにつきましては、先ほど副町長が縷々説明しましたが、一連の手続きを踏んでおります。こういう中で、この処理をしているものでございますので、町に過失があつて、これで町にこの損害を与えたという概念そのものが無いというふうに私は判断しております。むしろ26年に、この適正な電力の計算方法にした事によって、二十年来、このみんなが疑問に思っていた、そこが一気に解明されて、これからはその正当な電力料？電気メーターに基づいた請求を、これから事務組合の方にしてまいりたいというふうに考えております。それから

番外  
三宅町長

副町長の件でございますが、私にも任命責任がございます。確かにこの業務改善というのは大変重要な分野の話でございます、この少数精鋭の役場の中で総合力を発揮した仕事をしていく上でも、重要なものであります。これまでもいろいろと二重チェックの体制をひいたり、或いは私の政治生命でありますいつも言っている情報の共有化・コミュニケーション・現場主義、これをおきながら「報・連・相<sup>ほう れん そう</sup>」をしっかりとするよう、職員教育もしてきているつもりでございます。また、この川本町でこの人材養成計画を立てておりますが、これに基づいて、この職員の養成も図ってきております。今日ありましたように、このいろいろと事務ミス、また事務の遅れというものは、当然、改善していかなければならない事項でございます。これからも肅々と、この業務改善に取り組んでいきたいという決意を申し上げて、私のあいさつとします。よろしく申し上げます。

議 長

再質問ありますか。はい、植田議員。

9番  
植田議員

締まった後で言ってもらったから、私も答えさせていただきます。もう再質問致します。今までずっとやってきたというのは、町長、言われました。教育も含めて。じゃ何故、こんな事がずっと続いてきた訳ですか。電力料だけじゃないですよ。あなたが町長になられてからも、ありました。何故、これが度々おこってくるか。職員教育が十分に出来ていない。職員の配置を間違ってきた。そして仕事の改善が出来ていない。一人が自分の思いつきでやったものが、起案書として回っていく。そのものが一人一人のハンコを押すところでチェックされずに、回ってきたその結果がこれでしょう。そのものをね、「やってきた」、「これからもやっていく」って、当たり前です。これからもやっていかなくちや困るんですよ。それが今までやってきた事が、実らんかったからこういう事態が起きとるんですよ。それはやり方として、なっていないという事の証明です。言葉だけでこれから続けると言って、もっとも具体的な事を言って下さいよ。同じ事を繰り返すんですか。何も変わりませんよ。もう一度、答弁下さい。

議 長

はい、残り時間3分です。

番外  
三宅町長

十分であったかと言われますと、道半ばと言いましょうか、十分ではありません。従ってこれからやっていこうという事で、いろいろとですね、これは決め手は何かという事は、なかなか出せませんが、肅々と職員のレベルアップ、またこの職員の今の研修体系等を見ますとですね、単に専門教育だけじゃなくて、この仕事の進め方等も含んだ中での、研修もやっておりますし、また日常的にはOJTが一番重要であるというふうに考えております。従って、これから特に管理者教育、これらについても十分力を入れてまいりたいというふうに考えております。

議 長            どうされますか。はい、9番植田議員。

9番  
植田議員        これからも肅々と同じ事をやっていかれるそうであります。あなたが町長に成られて6年、その事をやってこられたんだと私は思っておりますが、それでは変わってこなかったものをどうするかって、私、聞いた訳ですが、答弁はいただけませんでした。誠に残念ですが。以上をもって終わります。

議 長            以上で、「邑智郡総合事務組合への電気料請求問題について問う」の質問を終わります。

々                これをもちまして、植田議員の一般質問を終わります。

々                ここで、議長席を交代致します。

々                ここで、10時40分まで休憩を致します。

(議長席を議長と交代)

(飯田副議長→自席に着座)

(植田議長→議長席に着座)

(午前10時29分)